

# 提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	ヒアリング団体	ページ
44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲（5件）	兵庫県	1～2 (45と一体)
		群馬県	3～10
45	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止（6件）	兵庫県	1～2 (44と一体)
46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止（2件）	福島県	11
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲（1件）	神奈川県	—
10	放課後児童クラブの補助条件の見直し（5件）	神戸市	—
		相模原市	12
		鳥取県	13
48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲（1件）	埼玉県	14
8	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止（1件）	兵庫県	—
47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し（17件）	埼玉県	15～16
		東京都	17～23
		兵庫県	—
		九州地方知事会 (佐賀県)	24～27

(44)保安林の指定の解除における追加資料

平成26年8月25日作成【兵庫県】

通番44.保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲(兵庫県)

1 事前相談から保安林指定解除の確定告示まで、特に時間がかかっている事例(また、生じた支障事例)

年度	国民別	省	所在場所	保安林種名	申請事由	面積	事務処理日及び日数					合計日数		
							事前相談(補正等含む)	申請書提出(申→県)	進達(県→国)	予定通知(国→県)	予定告示(県公報)	確定告示(国官報)	日数	月数
24	民	省	豊岡市城崎町湯島字寺ノ谷806-2ほか8筆	水かん	指定理由の消滅	0.1443	H21.12.3 →	H22.7.27 236日間	H22.8.20 24日間	H24.1.31 529日間	H24.4.10 70日間	H24.9.3 146日間	1005日間	33ヶ月間
24	民	省	兵庫県一宮町福知字田ノ小屋1757-2	水かん	公益上の理由	0.1164	H22.8.22 →	H23.10.27 431日間	H23.11.8 12日間	H23.12.5 27日間	H23.12.20 15日間	H24.9.3 258日間	743日間	24ヶ月間
25	国	省	佐用郡佐用町大垣内字向イノ山575-7ほか4筆	水かん	公益上の理由	0.0621	H22.5.13 →	H24.8.6 816日間	H24.8.16 10日間	H24.9.7 22日間	H24.9.28 21日間	H25.6.10 255日間	1124日間	36ヶ月間

備考

- 1 事前相談から申請書提出までの期間は、申請者より最初に相談等あった日を事前相談日とし、それから関係者の同意、地元調整、申請書作成、県による申請書の確認、補正等を行っているため長期間となっています。
- 2 年度24、番号8の予定通知までは申請書等の補正があつたため長期間となっています。

2 その他保安林指定解除の権限が国にあることで、支障となっている事例

- ・平成5年度のふるさと林道緊急整備事業創設時には、迅速な事業着手の要請から林野庁指導のもと、保安林解除ではなく、保安林内作業許可により対応し、事業完了後に一括して保安林解除を行う考えであつた。
- ・平成7年度に保安林内作業許可の取扱い(林野庁通達)が一部改正され、広域基幹林道(森林基幹道)であつても車道幅員4m以下であれば作業許可で対応が可能となった。
- ・ふるさと林道の事業趣旨が、地域間交通の整備が遅れている地域において、林道、農道の整備を促進することにより解消することが地域振興に寄与するものであつたところ、保安林のまま存置すれば林道を市道・県道に移管ができず、恒久的な維持管理に支障が生じている。
- ・明確な公的施設管理者が存在し、災害防止等の観点から支障のない転用済案件について、地域の実情に応じた迅速な対応ができるよう、知事への権限移譲が必要である。

事業名	開設年度	路線名	管理主体	保安林種	所在場所	管理延長(m)	要解除面積(ha)	備考
ふるさと林道緊急整備事業	H5~H10	上村米地線	兵庫県(豊岡市養父市)	水かん	(起点)豊岡市出石町上村字ワヤ1407番2 (終点)養父市奥米地字坂山314番4	6,157	9.5533	保安林内作業許可により開設 開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷 は保安林解除する予定であつた。
	H5~H11	山東朝来線	兵庫県(朝来市)	水かん	(起点)朝来市山東町与布土字鶴垣内448番2 (終点)朝来市朝来町川上字上ノ垣2461番	4,247	5.5922	保安林内作業許可により開設 開設完了後、県道へ管理移管するため道路敷 は保安林解除する予定であつた。

(45)都道府県による保安林の指定・解除に係る国の同意協議の廃止について 追加資料

■保安林解除の大臣同意協議の実績表【平成21年度～平成25年度】

平成26年8月25日作成【兵庫県】

番号	国民別	事務所名	省県別	決定告示年度	市町名	(大字)	字	番地	決定告示日	保安林種名	申請事由	面積(ha)
3	民有林	姫路	県	21	神崎郡神河町	杉	上ノ段	965-25	H21.5.22	水かん	指定理由の消滅(森林復旧困難、鶏舎用地への転用)	4.3070
平成21年度計												
1	民有林	神戸	県	22	神戸市東灘区	本山町岡本	扇山	1315-2ほか4筆	H22.8.31	土崩	指定理由の消滅(森林復旧困難)	4.3070
平成22年度計												
10	民有林	豊岡	県	-	美方郡香美町	村岡区味取	島井南平	44ほか1筆	-	水かん	指定理由の消滅(森林復旧困難)	3.5453
平成25年度計												
3.1159												
3.1159												

重要流域内の流域保全の民有保安林【1号～3号保安林】…《農林水産大臣》

重要流域内における流域保全の保安林以外【4号～11号保安林】…《県知事》

重要流域外における流域保全の保安林【1号～3号保安林】…《県知事》

- ・ 大規模解除に伴う災害発生の懸念なり、おそれには蓋然性が必要であるが、これまでに知事権限の解除案件で重大な災害が発生した事案を承知しておらず、むしろそのようなおそれがあれば解除は見込めず、また、おそれのないよう、適切な代替施設等の配置を審査・指導している。
- ・ 国の協議において、解除の適否自体が覆ったり、解除面積の縮減や代替施設の規模・構造・配置の修正を指示された事案も承知しておらず、専ら協議図書の形式的審査に終始している実態があることから、協議図書の作成手間や国における審査時間は解除申請者にとって、その負担感は少なくない。
- ・ 都道府県知事権限に係る保安林解除は規模の大小にかかわらず、都道府県知事の責任のもと、地域の实情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。

# 保安林の指定、解除権限の 都道府県への移譲について



# 1 本県が求める権限移譲

## ○群馬県の保安林について

保安林の区分	権限・事務区分 (指定・解除)	群馬県における面積(ha) 及び保安林に占める割合(%)
1～3号(水源涵 養・土砂流出防備・ 土砂崩壊防備)	農林水産大臣(国の直接執行) <sup>※2</sup>	89,800ha 38.7%
重要流域 <sup>※1</sup>	都道府県知事(法定受託事務)	0ha 0.0%
重要流域以外	都道府県知事(自治事務)	3,203ha 1.4%
4号以下	農林水産大臣(国の直接執行)	138,928ha 59.9%
国有林		

※1 重要流域とは、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域(1都府県で完結)で農林水産大臣が指定するもの(群馬県は、利根川流域、信濃川流域、阿賀野川流域に分類されるため、すべて重要流域に区分されている。)

※2 重要流域の1～3号保安林は国土保全の根幹をなす重要な役割を担っており、その機能の発揮が広域にわたり、災害が発生した場合の影響や水源かん養の受益が一都道府県にとどまらないことなどを理由として、指定・解除の権限は、農林水産大臣とされている。



赤枠で囲われた部分のうち、軽微な改良工事にかかる保安林解除が、本県が求める権限移譲



(現状)

- ・1～3号については、重要流域であることから国(農林水産大臣)による保安林解除幅員4m以下の林道については、土地の形質の変更許可(都道府県知事)
- ・国の保安林解除手続は約1年を要する。本県の保安林解除手続は約6カ月(求める権限移譲)

幅員4m超における曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事は、4m以下の「土地の形質の変更許可」で実施している規模と大差ないことから、当該保安林解除の権限を都道府県知事に移譲

(効果)

工期の短縮が図られ、県民の利便性向上につながる。

【現在】

	林道	国道・県道・市町村道
幅員4m以下のもの	都道府県知事 (土地の形質の変更許可)	国 (保安林解除)
幅員4mを超えるもの	国 (保安林解除)	国 (保安林解除)

【移譲後】

林道	国道・県道・市町村道
都道府県知事 (保安林解除)	国 (保安林解除)
国 (保安林解除)	国 (保安林解除)



(赤斜線部分):権限移譲を定める範囲(曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事に係る保安林解除)

## 2 支障事例について

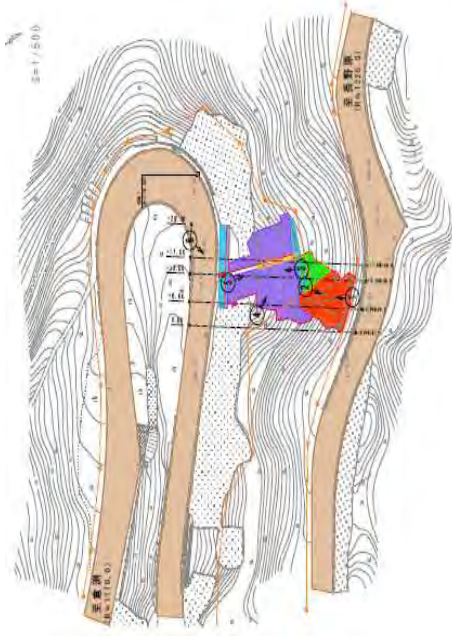
- (1) 案件名 道路災害復旧
- (2) 路線名 (主) 長野原倉淵線
- (3) 災害箇所 高崎市倉淵町川浦地内
- (4) 被災状況 平成25年9月台風18号による豪雨のため法面崩落、法枠工損傷

災害発生 (H25.9) ⇒ 災害査定 (H25.11) ⇒ 用地測量、用地買収交渉 (H26.4) ⇒ 保安林解除申請 (0.02ha) (H26.7)



農林水産大臣指定解除の場合 (約1年) H27.6見込み

都道府県知事に権限移譲された場合 (約6ヵ月) H26.12見込み



当該道路は、高崎市方面から北軽井沢へ抜ける観光道路であるが、長い期間、片側交互通行が続くなどの支障が継続することになる。

## (参考事例)

平成26年6月16日、世界文化遺産の構成要素の一つである「荒船風穴」へのアクセス道路である国道254号(旧道)ほか1路線に地すべりが発生し、現在通行止めとなっており、復旧が待たれている。

### ※国の保安林解除が必要な場合

災害発生(H26.6)⇒災害査定⇒保安林解除(約1年)⇒工事(約6月)⇒完了はH28.4見込み

知事に権限を移譲した場合には、工事完了(H27.10見込み)を早めることが可能



※なお、当該箇所は、地すべり運動が完全に鎮静化しておらず、災害復旧工事等緊急に着手する必要がある場合に該当することから、事後手続により対応している。



### ○現地の状況について

災害復旧工事の対象となる保安林の面積は、約0.6haである。



### ○荒船風穴への迂回路について

道幅が狭く、急勾配で、急カーブが多いため、大型車の通行は困難であり、地域住民や来訪者に不便を来している。



# (参考) 本県における保安林解除の状況

## (1) 大臣許可(1～3号)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年計	3カ年平均	
解除	件数(件)	5	10	4	19	6.3
	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24	1.75
公益上の理由	件数(件)	5	10	4	19	6.3
	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24	1.75
うち道路用地	件数(件)	5	7	2	14	4.7
	面積(ha)	0.57	2.55	0.1	3.22	1.07
申請書提出から解除確定までの平均日数	351.8日	612.7日	263.8日		409.4日	=約1年

## (2) 都道府県知事許可(4号以下)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年計	3カ年平均
解除	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06		0.06	0.02
公益上の理由	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06		0.06	0.02
うち道路用地	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06		0.06	0.02
申請書提出から解除確定までの平均日数	421.0日	日	日	421.0日	421.0日

※大臣許可(1～3号)と同時解除の案件であり、国の解除確定がされるまで待っていたため、時間を要したものの。平成19年度～22年度にあった3件の平均は200日(約6ヵ月)となっている。

## (参考)土地の形質の変更許可について

「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」により、道路の内、車道幅員が4メートル以下の林道の設置や改良については、都道府県知事の権限である「土地の形質の変更許可」により行っている。

(本県における林道の変更許可実績)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数(件)	14	13	8	15	19	26	14

### 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(抄)

平成12年4月27日付け12林野治第790号

【最終改正】平成25年4月1日付け24林整治第27

別表4

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合

福島県森林計画課  
平成26年8月19日

## 地方分権改革に関する福島県提案内容について

### 1. 提案事項

森林法において、「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への同意を得るための協議を行うことが定められており、都道府県の主体的な取り組みとなるよう、協議事項を廃止し、届出としてほしい。

### 2. 具体的な支障事例

知事が地域の実情を踏まえて策定する地域森林計画については、森林法第68条の規定に基づき本県に設置されている森林審議会からの答申を受け、その後に、農林水産大臣に協議を行い、同意を得る行為については、地方の自主性・主体性の観点から廃止し、届出とすべきと考えます。

### 3. 地域の実情を踏まえた対応について

本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により、森林・林業を取り巻く環境は急激に変化しています。

森林・林業については、震災や津波による、林地の崩壊、林産施設等の損壊、海岸防災林の流失等甚大な被害や、放射性物質による森林の汚染、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害、避難指示区域における生産活動の停止など多大な影響を受けている現状にあります。

特に、本県の浜通り地域の約8万haの森林は、原子力災害に伴う避難指示区域の指定により現在においても、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区域に再編され、広範囲に立ち入り等が制限を受けております。

今後の地域森林計画については、これら避難指示区域の解除に伴い、変更等が生じることとなりますが、上位計画である全国森林計画に即するため、伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積などの計画数量等について、国との事前協議を行い変更計画を作成した後に、改めて農林水産大臣への計画同意を得るための協議を行うことは、県民への計画公表の遅延や地方の主体的取組への後退に繋がるものと危惧される。



## 相模原市における放課後児童クラブについて

## 1 入会児童数等の推移(各年度5月1日現在)

## (1) 公立児童クラブ

年 度	施設数	定 員 (人)	入会児童数 (人)	保留 児童数(人)
H21	66	3,235	3,787	211
H22	66	3,305	3,877	84
H23	66	3,305	3,858	50
H24	66	3,700	3,881	148
H25	66	3,805	3,977	165
H26	66	4,043	4,205	199

## (2) 民間児童クラブ

年 度	施設数	入会児童数(人)
H21	13	332
H22	15	369
H23	16	419
H24	18	475
H25	20	526
H26	21	580

## 2 施設数(平成26年5月1日現在)

## (1) 公立児童クラブ 65校(全72校)で実施

単位:箇所

施設形態	学校の 余裕教室	学校敷地内 専用施設	児童館・ 児童センター	公有地 専用施設	合 計
第1児童クラブ	16	22	24	4	66
第2児童クラブ	12	5	6	3	26
合 計	28	27	30	7	92
	30.5%	29.3%	32.6%	7.6%	100%

※実施箇所の約6割において学校施設等を利用している状況

## (2) 民間児童クラブ 21施設で実施

単位:箇所

施設形態	民家・ アパート	貸し店舗・ 事務所	保育所	幼稚園	合 計
児童クラブ	8	10	1	2	21
	38.1%	47.6%	4.8%	9.5%	100%

【参考資料】鳥取県の放課後児童クラブの実施状況について

子育て応援課  
平成26年8月19日

1 県内の放課後児童クラブの実施状況

国庫補助対象外のクラブ数の推移

	H23	H24	H25	H26(予定)
対象外クラブ数	10クラブ	9クラブ	5クラブ	6クラブ
10人未満のクラブ数	6クラブ	8クラブ	4クラブ	6クラブ
開設日数が250日未満で 10人～19人のクラブ数	4クラブ	1クラブ	1クラブ	0クラブ
全クラブ数	135クラブ	137クラブ	138クラブ	147クラブ

※夏休みのみ開設のクラブを含めず（H23～H25：1クラブ、H26：2クラブ）

2 単県助成制度

(1) 小規模クラブの運営費に関する助成制度（H25）

5～9人で実施している小規模クラブについて、運営費を助成。

また、児童数10～19人、開設日数250日以上、国庫補助対象クラブの運営費に552千円の上乗せ助成。

区分	単県事業			国庫事業対象	
	5人～	5人～19人	5人～9人	10～19人	20人～
対象児童数	5人～	5人～19人	5人～9人	10～19人	20人～
開設日数	25～199日	200～249日	250日以上	250日以上	200～249日
補助基準額	1,745千円×日数/250日		1,745千円	1,193千円 552千円 ※かさ上げ	2,059千円 ※特例分

※着色枠内は単県補助

※特例分とは、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合に国庫補助対象とするもの。

(2) 小規模クラブの実施状況と補助額（H25実績）

(単位：円)

市町村名	クラブ名	実績報告				
		受入児童数	開設日数	補助対象経費	限度額	補助金額
A市	aクラブ※	8人	247日	2,808,220	2,080,000	1,040,000
	bクラブ※	13人	247日	2,654,340	2,080,000	1,040,000
	小計	小計	5,462,560	4,160,000	2,080,000	
B町	cクラブ※	6人	242日	2,409,112	2,059,000	1,029,000
	dクラブ	9人	25日	633,478	419,000	209,000
	小計	小計	3,042,590	2,478,000	1,238,000	
C町	eクラブ	9人	257日	3,391,470	2,477,000	1,238,000
	fクラブ	9人	256日	1,733,856	2,491,000	1,245,000
	小計	小計	5,125,326	4,968,000	2,483,000	
合計				13,630,476		5,801,000

(注1)※印の付いているクラブが特別交付税の対象

(注2)dクラブについては夏休み期間のみ開設のクラブ

# 認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲

移譲事務	認可外保育施設の設置届出の受理、報告徴収、立入検査、改善勧告等
本県の移譲状況	<p>法令移譲の指定都市・中核市以外の全61市町村 に特例条例により権限移譲済（平成23年度に移譲完了）</p>
効果等	<p>○保育の実施主体である市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への事業者情報 の提供など、迅速で的確な対応ができています。</p> <p>○移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって支障は生じていない。</p> <p>※県では、市町村に「埼玉県認可外保育施設指導監督要領」、「認可外保育施設立入調査マ ニュアル」を提供するなど、市町村の事務処理を支援している。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行 新制度（平成27年4月施行予定）では、認可外保育施設を新たに創設される「地域型保育事業 （市町村認可）」などへ移行させることにより、保育提供体制を充実させることとしている。 認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲により、新制度への移行が円滑に行われる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="962 1240 1238 1816" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現行制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設</li> <li>・ 事業所内保育施設</li> <li>・ ベビーホテル</li> <li>・ その他の認可外保育施設</li> </ul> </div> <div data-bbox="986 981 1104 1205" style="font-size: 2em;">↑</div> <div data-bbox="962 170 1238 958" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【新制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所（県・指定都市・中核市認可）</li> <li>認定こども園（県・指定都市・中核市認可）</li> <li>地域型保育事業（市町村認可）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模保育事業</li> <li>・ 家庭的保育事業</li> <li>・ 居宅訪問型保育事業</li> <li>・ 事業所内保育事業</li> </ul> </li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">市町村は保育緊急 確保事業により、 移行を財政支援</p>

現行法では都道府県の権限となっているが、  
事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき

## 地方分権改革に関する提案募集(埼玉県)

**提案事項**

保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し

**求める措置の具体的内容**

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

**具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性****【制度改正の必要性等】**

住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

(待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。)

そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。

**【制度改正の経緯】**

第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。

ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。

(平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市(埼玉県内は3市))

埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

特例措置の対象となった都市のうちの全てが独自基準を適用しているわけではないが、それらにおいても十分に検討し、自ら判断した結果である。

**【地方分権改革推進委員会第3次勧告における委員会の認識要旨】**

下記の地方分権改革推進委員会の第3次勧告における委員会の認識を踏まえ、他の地域についても自ら判断できるようにすることが分権型社会を進める上で不可欠である。

「義務付け・枠付けの見直しとは、国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである。



全国知事会等の提言等にある現実の具体的なニーズに対して、国の基準であることを維持したままで、その都度、国が個々に基準の見直し措置を講じたりするだけでは、地方分権改革の名には値しない。

地方分権改革を進め、「地方政府」を確立する観点からは、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないというのが当委員会の基本認識である。」

地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会 説明資料

- 1 子ども・子育て支援新制度における保育サービス設置・運営基準比較表
- 2 子ども・子育て支援新制度における保育サービス別 保育士資格要件と国からの給付
- 3 都内の保育サービスの状況について（平成26年7月31日 東京都プレス発表資料）

平成26年8月19日

東京都福祉保健局

## 子ども・子育て支援新制度における保育サービス設置・運営基準比較表

区分	認可保育所	認証保育所	小規模保育所	家庭的保育事業
1 設置者	区市町村、社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等	区市町村、民間事業者等	区市町村、民間事業者等
2 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と施設が直接契約	「保育に欠ける児童」が対象であるため、区市町村と施設の調整により定める	区市町村又は施設へ申し込み、利用者と直接契約
3 規模	20人以上（平均 101.2人）	①A型 20～120人（平均 35.6人） ②B型 6～29人（平均 20.5人）	A型・B型 6～19人（0～2歳児） C型 6～15人以下（0～2歳児） ※ 定員の範囲内で3歳児以上の受入可能（特例給付）	～5人（0歳～2歳児）
4 施設基準	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準	区市町村条例 ※ 本資料においては厚生労働省令（平成26年第61号）の基準を記載	
乳児室、ほふく室 (0、1歳児室)	1人当たり3.3㎡以上 (ただし、国が指定する期間・地域に限り、年度途中2.5㎡まで弾力化可能)	①A型 3.3㎡以上 (年度途中2.5㎡まで弾力化可能) ②B型 2.5㎡以上	A型・B型 3.3㎡以上 C型 3.3㎡以上	保育者1人につき9.9㎡（児童3人まで）の専用部屋 (4人目以降、3.3㎡を加算)
	(1) 1人当たり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	同左	(1) A型・B型 1.98㎡以上 C型 3.3㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭 (付近の代替場所でも可)
5 職員	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準	区市町村条例 ※ 本資料においては厚生労働省令（平成26年第61号）の基準を記載	
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可（資格要件なし） ただし、6割以上は保育士等の有資格者	A型 2分の1以上が保育士等有資格者 B型 (保育士等有資格者以外の保育従事者は研修受講が必要) C型 家庭的保育者	家庭的保育者（保育士以外の者も可（研修修了等の要件有））
配置基準	・ 0歳児 : 3人につき1人以上 ・ 1、2歳児 : 6人につき1人以上 ・ 3歳児 : 20人につき1人以上 ・ 4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左	A型・B型 認可保育所の配置基準 C型 年齢を問わず3人につき1人 (ただし補助者を置く場合5名まで)	保育者1人につき児童3人まで、補助者配置で児童5人まで
加配	定員90人以下+1名 (私立保育所の運営費負担金の規定)	定員90人以下+1名	A型・B型の場合+1名	
6 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本	8時間が基本	8時間が基本
7 財政支援	施設型給付	なし	地域型給付	地域型給付







## 都内の保育サービスの状況について

都内における平成 26 年 4 月 1 日現在の保育サービス利用状況等がまとまりましたのでお知らせします。保育サービス利用児童数は、11,577 人増の 234,911 人となりました。しかし、就学前児童人口の増加や保育所入所申込率の増加により、保育所入所申込者数も増加したため、待機児童数は 8,672 人と昨年に引き続き増加しました。

### 利用児童数や待機児童数等の状況

○ **保育サービス利用児童数(※)が増加 11,577 人増加【表 1】**

※ 認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・定期利用保育事業・区市町村単独保育施策の利用児童数合計

○ **保育所入所待機児童数が増加 8,672 人(555 人増加)【表 3(1)】**

### 区市町村別の状況【表 4】

○ 保育サービス利用児童数の増加が大きい区市町村(前年からの増加数)

①江東区 885 人                      ②練馬区 685 人                      ③世田谷区 618 人

○ 待機児童数が多い区市町村

①世田谷区 1,109 人                      ②大田区 613 人                      ③板橋区 515 人

○ 待機児童数の増加が大きい区市町村(前年からの増加数)

①世田谷区 225 人                      ②大田区 175 人                      ③目黒区 115 人

○ 待機児童数の減少が大きい区市町村(前年からの減少数)

①杉並区 ▲169 人                      ②港区 ▲150 人                      ③江東区 ▲101 人

都は、区市町村が保育サービスの短期集中的な拡充に取り組めるよう、施設整備に係る都独自の支援策や都有地の活用などを推進しています。

また、今年度は、保育所の施設整備に係る事業者や区市町村の負担のさらなる軽減、定期借地権を利用した保育所整備に係る区市町村への補助率のかき上げのほか、株式会社やNPO法人などが行う施設整備に対する新たな独自補助を実施しています。

#### 【問合せ先】

福祉保健局 少年社会対策部 保育支援課

担当：西尾、小川

電話 03-5320-4128 (直通)

都庁内線 32-750、32-781

表1 保育サービス利用児童数の状況  
(東京都保育計画(平成22~26年度)進捗状況)

区 分	利用児童数(人)								就学前 児童人口 (人) (b)	利用率 (%) (a/b)
	認可 保育所	認証 保育所	認定 こども園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	定期利用 保育事業	区市町村 単独施策	合 計 (a)		
平成22年4月	172,797	15,744	1,375	1,455		12	2,149	193,532	601,368	32.2%
平成23年4月	178,955	17,399	1,880	1,646		206	2,336	202,422	609,128	33.2%
前年からの増	6,158	1,655	505	191		194	187	8,890	7,760	1.0%
平成24年4月	185,263	20,065	2,365	1,866		588	2,494	212,641	615,228	34.6%
前年からの増	6,308	2,666	485	220		382	158	10,219	6,100	1.4%
平成25年4月	193,150	21,796	2,915	2,027		817	2,629	223,334	619,557	36.0%
前年からの増	7,887	1,731	550	161		229	135	10,693	4,329	1.4%
平成26年4月	202,008	22,608	3,304	2,394	676	932	2,989	234,911	625,347	37.6%
前年からの増	8,858	812	389	367	676	115	360	11,577	5,790	1.6%
保育計画 平成27年4月								228,500		
5年間の増								35,000		

(注1) 利用児童数は各年4月現在

(注2) 就学前児童人口は、各年1月現在(外国人人口を含まない)

(注3) 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子(認証保育所利用児童を除く)の合計

表2 保育所等の設置状況

区分	認可保育所				認証保育所			
	施設数(所)	対前年 増減	定員(人)	対前年 増減	施設数(所)	対前年 増減	定員(人)	対前年 増減
平成21年	1,705	+16	169,184	+2,632	448	+38	14,161	+1,438
平成22年	1,740	+35	173,532	+4,348	528	+80	17,307	+3,146
平成23年	1,800	+60	181,384	+7,852	598	+70	19,988	+2,681
平成24年	1,855	+55	186,698	+5,314	652	+54	22,036	+2,048
平成25年	1,915	+60	193,757	+7,059	694	+42	23,519	+1,483
平成26年	2,019	+104	203,170	+9,413	719	+25	24,527	+1,008

(注) 各年4月現在

表3 保育所待機児童等の状況

(1) 保育所待機児童数の推移

区分	待機児童数（人）						対前年増減 （人）
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上		
平成21年	7,939	1,334	3,877	2,036	538	154	+2,460
平成22年	8,435	1,635	3,873	2,155	648	124	+496
平成23年	7,855	1,576	3,715	1,827	615	122	△580
平成24年	7,257	1,358	3,487	1,698	613	101	△598
平成25年	8,117	1,637	3,883	1,691	752	154	+860
平成26年	8,672	2,151	4,046	1,701	588	186	+555

(注) 各年4月現在

(2) 保育所入所申込率の推移

区分	就学前児童人口 （人）	保育所入所申込 者数（人）	保育所入所申込率（%）	
				対前年増減
平成21年	594,272	183,779	30.9	+1.2
平成22年	601,368	190,645	31.7	+0.8
平成23年	609,128	197,788	32.5	+0.8
平成24年	615,228	205,091	33.3	+0.8
平成25年	619,557	214,510	34.6	+1.3
平成26年	625,347	226,437	36.2	+1.6

(注1) 就学前児童人口は、各年1月現在（外国人人口を含まない）

(注2) 保育所入所申込率は、就学前児童人口に占める保育所入所申込者数の割合

(3) 待機児童の保護者の状況

主に保育にあたる者の状況	待機児童数（人）	構成比（%）
就労中（常勤）	3,776	43.5
就労中（非常勤）	1,656	19.1
求職中	2,573	29.7
その他（出産・看護等）	667	7.7
計	8,672	100.0

表4 区市町村別の状況

区市町村名	平成26年4月1日				平成25年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育サー ビス利用 児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数
千代田区	2,663	1,018	38.2%	0	2,442	913	37.4%	4	221	105	0.8%	△ 4
中央区	7,770	3,202	41.2%	135	7,320	2,812	38.4%	193	450	390	2.8%	△ 58
港区	13,042	4,844	37.1%	45	12,497	4,311	34.5%	195	545	533	2.6%	△ 150
新宿区	11,545	4,976	43.1%	152	11,201	4,703	42.0%	176	344	273	1.1%	△ 24
文京区	10,035	3,348	33.4%	104	9,466	3,120	33.0%	96	569	228	0.4%	△ 8
台東区	7,091	2,582	36.4%	126	6,959	2,467	35.5%	46	132	115	0.9%	△ 80
墨田区	11,111	5,015	45.1%	157	11,100	4,835	43.6%	181	11	180	1.5%	△ 24
江東区	25,763	10,609	41.2%	315	25,045	9,724	38.8%	416	718	885	2.4%	△ 101
品川区	17,879	7,483	41.9%	128	17,383	6,940	39.9%	62	496	543	2.0%	△ 66
目黒区	12,051	3,908	32.4%	247	11,649	3,644	31.3%	132	402	264	1.1%	△ 115
大田区	31,909	11,399	35.7%	613	31,550	10,916	34.6%	438	359	483	1.1%	△ 175
世田谷区	42,445	13,092	30.8%	1,109	41,554	12,474	30.0%	884	891	618	0.8%	△ 225
渋谷区	9,235	3,473	37.6%	120	8,863	3,131	35.3%	73	372	342	2.3%	△ 47
中野区	11,816	4,398	37.2%	241	11,424	4,096	35.9%	147	392	302	1.3%	△ 94
杉並区	22,953	7,675	33.4%	116	22,472	7,119	31.7%	285	481	556	1.7%	△ 169
豊島区	9,944	3,990	40.1%	240	9,617	3,667	38.1%	270	327	323	2.0%	△ 30
北区	13,748	6,039	43.9%	69	13,361	5,601	41.9%	125	387	438	2.0%	△ 56
荒川区	9,708	4,563	47.0%	8	9,633	4,340	45.1%	37	75	223	1.9%	△ 29
板橋区	24,615	10,110	41.1%	515	24,297	9,703	39.9%	417	318	407	1.2%	△ 98
練馬区	34,867	11,814	33.9%	487	34,798	11,129	32.0%	578	69	685	1.9%	△ 91
足立区	32,267	11,828	36.7%	330	32,434	11,429	35.2%	294	△ 167	399	1.5%	△ 36
葛飾区	21,070	9,054	43.0%	111	21,205	8,716	41.1%	38	△ 135	338	1.9%	△ 73
江戸川区	35,809	11,260	31.4%	298	36,241	11,062	30.5%	192	△ 432	198	0.9%	△ 106
八王子市	26,218	10,995	41.9%	231	26,963	10,716	39.7%	253	△ 745	279	2.2%	△ 22
立川市	8,760	3,673	41.9%	95	8,824	3,577	40.5%	88	△ 64	96	1.4%	△ 7
武蔵野市	6,719	2,120	31.6%	208	6,368	1,919	30.1%	181	△ 351	201	1.5%	△ 27
三鷹市	8,959	3,095	34.5%	179	8,771	2,936	33.5%	160	△ 188	159	1.0%	△ 19
青梅市	5,882	3,219	54.7%	29	6,146	3,286	53.5%	19	△ 264	△ 67	1.2%	△ 10
府中市	13,859	5,021	36.2%	233	13,821	4,831	35.0%	181	△ 38	190	1.2%	△ 52
昭島市	5,634	2,585	45.9%	65	5,678	2,544	44.8%	46	△ 44	41	1.1%	△ 19
調布市	11,678	4,154	35.6%	288	11,780	3,954	33.6%	249	△ 102	200	2.0%	△ 39
町田市	20,840	6,815	32.7%	203	21,282	6,570	30.9%	257	△ 442	245	1.8%	△ 54
小金井市	5,721	1,793	31.3%	257	5,504	1,697	30.8%	188	△ 217	96	0.5%	△ 69
小平市	9,748	3,063	31.4%	167	9,560	2,847	29.8%	174	△ 188	216	1.6%	△ 7
日野市	9,198	3,583	39.0%	188	9,181	3,497	38.1%	155	△ 17	86	0.9%	△ 33
東村山市	7,519	2,548	33.9%	97	7,763	2,408	31.0%	81	△ 244	140	2.9%	△ 16
国分寺市	5,664	2,141	37.8%	77	5,530	1,961	35.5%	53	△ 134	180	2.3%	△ 24
国立市	3,307	1,283	38.8%	34	3,312	1,278	38.6%	32	△ 5	5	0.2%	△ 2
福生市	2,506	1,344	53.6%	5	2,549	1,335	52.4%	0	△ 43	9	1.2%	△ 5
狛江市	3,545	1,225	34.6%	99	3,407	1,120	32.9%	47	△ 138	105	1.7%	△ 52
東大和市	4,566	2,023	44.3%	14	4,596	1,945	42.3%	79	△ 30	78	2.0%	△ 65
清瀬市	3,457	1,321	38.2%	40	3,423	1,234	36.1%	52	△ 34	87	2.1%	△ 12
東久留米市	5,498	2,022	36.8%	84	5,427	1,961	36.1%	120	△ 71	61	0.7%	△ 36
武蔵村山市	3,921	1,972	50.3%	21	4,101	1,985	48.4%	46	△ 180	△ 13	1.9%	△ 25
多摩市	7,036	2,796	39.7%	116	6,825	2,690	39.4%	75	△ 211	106	0.3%	△ 41
稲城市	5,073	1,884	37.1%	33	5,162	1,848	35.8%	50	△ 89	36	1.3%	△ 17
羽村市	2,880	1,382	48.0%	3	2,928	1,358	46.4%	6	△ 48	24	1.6%	△ 3
あきる野市	4,064	1,823	44.9%	31	4,166	1,825	43.8%	35	△ 102	△ 2	1.1%	△ 4
西東京市	9,827	3,231	32.9%	193	10,036	3,098	30.9%	184	△ 209	133	2.0%	△ 9
瑞穂町	1,444	708	49.0%	7	1,432	680	47.5%	1	△ 12	28	1.5%	△ 6
日の出町	1,012	558	55.1%	9	992	546	55.0%	26	△ 20	12	0.1%	△ 17
檜原村	65	47	72.3%	0	69	48	69.6%	0	△ 4	△ 1	2.7%	△ 0
奥多摩町	109	85	78.0%	0	110	72	65.5%	0	△ 1	13	12.5%	△ 0
大島町	367	255	69.5%	0	364	242	66.5%	0	△ 3	13	3.0%	△ 0
利島村	23	17	73.9%	0	23	16	69.6%	0	△ 0	1	4.3%	△ 0
新島村	113	54	47.8%	0	113	53	46.9%	0	△ 0	1	0.9%	△ 0
神津島村	116	51	44.0%	0	102	58	56.9%	0	△ 14	△ 7	△ 12.9%	△ 0
三宅村	108	53	49.1%	0	114	58	50.9%	0	△ 6	△ 5	△ 1.8%	△ 0
御蔵島村	31	10	32.3%	0	31	9	29.0%	0	△ 0	1	3.3%	△ 0
八丈町	329	210	63.8%	0	363	222	61.2%	0	△ 34	△ 12	2.6%	△ 0
青ヶ島村	4	3	75.0%	0	6	3	50.0%	0	△ 2	0	25.0%	△ 0
小笠原村	211	69	32.7%	0	224	55	24.6%	0	△ 13	14	8.1%	△ 0
合計	625,347	234,911	37.6%	8,672	619,557	223,334	36.0%	8,117	5,790	11,577	1.6%	555

(注1) 就学前児童人口は、東京都総務局発行「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）」による。

(外国人人口を含まない。)

(注2) 保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、定期利用保育事業、区市町村単独保育施策の合計。各保育施策の定員数の合計とは異なる。

(注3) 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子（認証保育所の利用児童を除く）の合計

## 保育所における准看護師配置について



佐賀県くらし環境本部

こども未来課

### 保育所における看護師等の配置に係る現在の取扱い

0歳児4人を入所させる保育所においては、1人に限って看護師等を保育士とみなすことができる。

※従来0歳児6人を入所させる保育所が対象であったが、H26.2に佐賀県が認定を受けた特区が全国展開され、6人→4人に緩和された。

-  疾病等に対する抵抗力が弱く、体調の変化が大きい0歳児に対する適切な健康管理が可能となる
-  国も、0歳児を入所させる保育所に対し、通知により看護師等の配置を求め  
ている

## 現状

### ▶ 看護師配置に係る県の取組

- ・当初0歳児6人を入所させる保育所対象とした「みなし規定」について、特区制度を活用し、0歳児4人を入所させる保育所まで拡大
  - ・県条例で、看護師配置について努力義務を課す
- ### ▶ 看護師配置の実績

看護師の配置を希望した175施設のうち、看護師等を配置している保育所は85施設に留まっている。

### ▶ 佐賀県における待機児童の状況

保育士不足を原因とする待機児童が全体の5割を占める。(H26.4現在)

## 看護師等の配置に係る課題

### ▶ 看護師も人材確保が困難

平成26年度において、521.1人の看護職員が不足する見込み(常勤換算)

※「佐賀県保健医療計画[第6次]」(平成25年4月策定)より

### ▶ 看護師と保育士の任用単価差

保育所運営費の算定において、看護師と保育士の任用単価差が考慮されない。  
《所定内給与 看護師：265.2千円 保育士：177.1千円 (准看護師：201.8千円)》

※『賃金構造基本統計調査(平成24年厚生労働省調査)』佐賀県 所定内給与 女より



## 現場の声

- ▶ 佐賀県保育会から、看護師の人材がスムーズに確保できるための助力について、要望があっている。
- ▶ 保育所からは、
  - ・看護師を（一般的な看護師の水準より低い給与で）募集してもなかなかみつからない
  - ・保育士との任用単価差が小さい准看護師の方が採用しやすい
  - ・保育所運営費において、看護師と保育士の任用単価差が考慮されていない中で、看護師の採用に見合う給与の提示は困難という声を聞いている。

## 准看護師を保育士定数に算入することの効果

- ▶ 保育所における看護職員の配置が進み、疾病等に対する抵抗力が弱く、体調の変化が大きい0歳児に対する適切な健康管理が可能となるなど、安全・安心な保育所運営が可能となる。
- ▶ 保育士不足が叫ばれる中、准看護師を最低基準上の配置職員数にカウントできることによって、より多くの0歳児の受入れが可能となり、待機児童の解消に寄与する。

## 准看護師の配置に係る厚生労働省の 見解（20次・21次）

- 保育士定数は、本来保育士によって定数を満たすべき。
- 准看護師が研修等を受けたとしても、保育士と同等と扱うことはできない。
- 准看護師が療養上の世話をする際、医師等の指示が必要であるが、保育所の嘱託医は常駐ではなく、必ずしも適切な指導を受ける体制とは言えない。
- 「病児・病後児保育事業」では准看護師の配置を認めているが、これは、あくまで看護を担当する職員としてであり、保育を担当する職員としてではない。

## 佐賀県の考え方

- 保育士とみなすことができる看護師と、准看護師について、「保育」に係る専門性の差はない。  
※両資格の受験科目に「児童福祉」等保育に関する試験科目が課されているわけではない。
- 配置目的が「看護」である「病児・病後児保育事業」においては、医師の常駐が求められていない一方で、准看護師の配置が認められている。



看護師に准看護師を含めても、保育能力が低下することはない